

旧吾妻広域消防本部・東部消防署 訓練棟外解体工事 仕様書

1 一般的事項

- (1) 建物・工作物の解体撤去に当たっては、関連する法令を遵守し、特に現場の施工・管理等は適切に行うものとする。
- (2) 解体撤去する物件は、3に掲げる建物及び監督員が指示する物件とする。
- (3) 仕様書及び施工上において不明な点が生じた場合は、監督員の指示に従うものとする。
- (4) 建物の解体に当たっては、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等の関係法令を遵守し、労働安全衛生に十分配慮するものとする。
- (5) 本工事の施工にあたり、本仕様書に記載されていない事項は、「建築物解体工事共通仕様書（最新版）」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）によるものとする。

2 仮設物の設置

本工事に当たり、当敷地に詰所・飯場及び資材置場（これらに附属する設備を含む。）の設置を必要とする場合は、あらかじめ発注者の承認を得るものとし、これに要する費用はすべて受注者の負担とする。

3 解体撤去物件の所在地、名称、数量

所在地：群馬県吾妻郡東吾妻町大字原町35番地（旧吾妻広域消防本部）

名称	数量	単位
① 建屋屋上電波塔解体工事	1.0	式
② 発電機周辺解体工事	2.0	式
③ 軽鉄木箱解体工事	1.0	式
④ 訓練棟（大）解体工事	1.0	式
⑤ 訓練棟（小）解体工事	1.0	式
⑥ ビニールハウス解体工事	1.0	式
⑦ ホース乾燥棟解体工事	1.0	式
⑧ 倉庫内残置物の片付け及び処理	1.0	式
⑨ アスファルト舗装復旧工事	1.0	式

4 解体・撤去作業

- (1) 上記3に掲げる物件は、地上部・地下部とも撤去する。
- (2) 解体・撤去に当たり、火薬等による爆破は行わないものとする。
- (3) 解体・撤去により生じた施工地の凹凸は、現在の地盤と馴染みよく平坦に埋め戻し転圧、アスファルト舗装するものとする。
- (4) 建物、工作物の解体・撤去に当たり、次の措置を講じるものとする。

- ① 第三者に危害を及ぼさないよう防護措置を講じるものとする。
- ② 騒音・振動の防止対策は、善良な管理者をもって対処するものとする。
- ③ 粉塵の作業区域外への飛散が危惧される場合には、防護網及び散水等により飛散防止措置を講じるものとする。

5 その他

- (1) 本工事の施工に当たり、上記3に掲げる物件及び監督員の指示による以外の物件を滅失又は毀損した場合は、発注者の指示に従って原状に回復し、または損害賠償をしなければならない。
- (2) 本工事完了後は、上記2により敷地内に設置した仮設物を撤去し、敷地内全体の清掃を行うこと。
- (3) 本工事の施工に当たり疑義があるときは、発注者の指示を求めること。

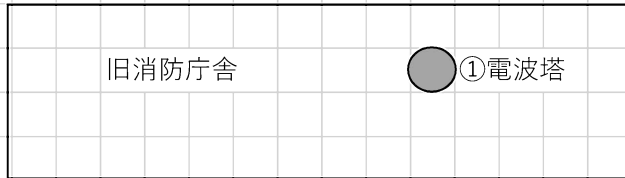
見取り図



道路



⑦ホース乾燥棟



旧消防庁舎



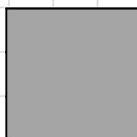
①電波塔



倉庫



⑧残置物



④訓練棟（大）

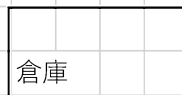
②発電機



②発電機



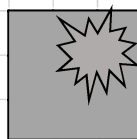
③軽鉄木箱



倉庫



⑥ビニールハウス



⑧残置物

⑤訓練棟（小）

旧吾妻広域消防本部・東部消防署 訓練棟外解体撤去物件の写真

道路側から旧庁舎を撮影



道路側から旧庁舎を撮影



裏庭側から旧庁舎を撮影



裏庭側から旧庁舎を撮影



旧庁舎側から裏庭を撮影



旧庁舎側から裏庭を撮影



①旧庁舎屋上の電波塔を撮影



①旧庁舎屋上の電波塔を撮影



②発電機周辺を撮影



②発電機周辺を撮影



②県防災無線機の発電機を撮影



②指令センターの発電機を撮影



③軽鉄木箱を撮影



③軽鉄木箱を撮影



④訓練棟（大）を撮影



④訓練棟（大）を撮影



⑤訓練棟（小）を撮影



⑤訓練棟（小）を撮影



⑥ビニールハウスを撮影



⑥ビニールハウス内を撮影



⑦ホース乾燥棟を撮影



⑦ホース乾燥棟を撮影



⑧倉庫内の残置物を撮影



⑧倉庫内の残置物を撮影



⑧訓練棟（小）下の残置物を撮影



⑧訓練棟（小）下の残置物を撮影

